

たかやまの文壇

(文化協会俳句部)

九月句会

身にしむや老ひて山家の侘住い
老ひぬれど独りはむなし彼岸花

泰枝

程の良き大地の湿り大根詩く
水神を静めて浄し吾亦香

あき

残暑なを男勝りの鎌さばき
アサギマダラほほ笑み待つる藤袴

朝郎

荒波の思いのままに葛の花
新涼に命をあずけてバスに乗る

幸子

学び舎の灯りに集うオニヤンマ
高台に若者集う秋一日

響市

白鷺の頭だけゆくあお稲穂
コスモスを抜き去る少女の足軽く

キヨ子

わがかたに止まりて一曲スイッチオン
墓地参道石段新調おみなえし

紫雲

十月句会

今生のいまを大事に枯尾花
天の神地の神そして濃意胆

あき

丘の上樹の間いろどる曼珠沙華
人の世の果てなき姿秋桜

朝郎

愛猫着取る明日は初霜かも知れぬ
子育ての楽しみ苦しみ穂は黄金

キヨ子

くろがねの秋の風鈴文具店
闇を抜け八十路の道の秋桜

幸子

秋風と学生が乗る路線バス
髪を梳く窓辺とびかう赤とんぼ

泰枝

稲刈りも終わり采めし秋土用
稲わらの不足時代やはぎの花

紫雲

くらしの情報

第15回 沼田病院
がん市民公開講座と映画上映会のお知らせ

国立病院機構沼田病院では、下記の日程で公開講座を開催いたします。

- 日時 令和元年11月23日(土・祝) 13:00~15:15
- 会場 沼田病院 地域医療研修センター(群馬県沼田市上原町1551-4 沼田病院1階)
- 参加費 無料 ※事前の申し込みは不要です。車いすでもご入場いただけます。
※聴覚障害者の方も手話通訳を介して聞くことができます。
- テーマ 「利根沼田地域のメディカルビレッジを考える」
 - 第1部 基調講演(13:10~14:10)
「医療の隙間を埋める、言葉の処方箋」
講師 樋野 興夫 先生(順天堂大学名誉教授/新渡戸稲造記念センター長)
 - 第2部 シンポジウム(14:10~15:10)
「がんになっても安心して地域で住み続けられるために知っておきたいこと」

また、公開講座の前後に映画上映会を予定しています。

- ドキュメンタリー映画 【がんと生きる言葉の処方箋】
- 午前の部 11:00~12:30 / 午後の部 15:30~17:00

- 主催 国立病院機構 沼田病院

《お問い合わせ》

沼田病院地域医療連携室 ☎0278-23-3972

information

国民年金



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、今年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（令和元年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

年金の相談やお手続きの際はぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆ 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
◆ お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570・05・4890」または、お近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申し込みください。

・ 渋川年金事務所 ☎0279・22・1614

裁判員制度もまもなく名簿記載通知を発送します

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。令和2年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿記載通知をお送りします。この通知は、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、年間を通じて明らかに辞退が認められる場合には裁判員に選任しないなど、候補者の方々の負担を軽減するために行うものですので、調査項目に当てはまらない方は返送していただく必要はありません。

なお、辞退の申し出ができる時期や期間等に制限を設けているわけではありません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や、裁判所で行われる選任手続きの際に辞退を申し出ただけでも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。なお、裁判員制度ウェブサイト（<http://www.saiiban.courts.go.jp/>）では、裁判員制度の実施状況のほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に関するQ&Aなど、様々な情報をお伝えしていますのでぜひご利用ください。

災害に便乗した悪質商法にご用心！

地震や大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。災害に遭わないことが一番ですが、日頃の防災意識向上の一端として災害時の消費者契約トラブルを紹介します。

● 事例1「台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりを業者

に依頼したら、屋根にビニールシートを掛けられ、高額な作業料金を提示された。その後、日に何度も訪問され、屋根の葺き替え工事契約を迫られた。」

● 事例2「ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。『役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求められた。』

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。公的機関が、電話等で義援金を求めることは一切ありません。義援金等の寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や使途をよく確認し、信頼できる確かな団体を通して送るようしてください。

● 相談・お問い合わせ
吾妻郡消費生活センター ☎0279・75・1166 または消費者ホットライン「188（いやや）」